



部落解放への道

部落のなりたち

(一)

前の項でのべたように徳川家康は天下をとったあと、すぐ身分制度をつくりました。武士の下に、民衆は農民と町人とに分けられ身分をかえることは原則として禁止されました。その際民衆のなかで農民が上位におかれたのは、農民の数が圧倒的に多かったことと、支配者である幕府、大名(武士階級)の財政にとって一番大切な年貢(税)の負担者であったからです。

町人のなかで、手工業者(職人)は武士の軍需品を作ったり、城や邸宅の工事には欠かせない人たちです。商人は直接労働として物を生産せず物品の売買取金をもつける卑しい仕事なので四民の一番下にしたのですが現実には城下町では商人町は表通りにおかれ職人の町は裏通りにおかれていました。工と商が農の下におかれたのは、もともと商工業者は中世では社会的地位が低かったこととも関係し

ていますが、やっと生きていける程度に年貢を搾られている農民に優越感を与え、その不平不満を和らげ農民たちを懐柔し手なづけようとした意思からなのです。農民に対して支配者は表面的にはこのように格付けしましたが内心ではどのように考えていたのでしょうか。

徳川家康と秀忠に比べ重く用いられていた本田正信は家康から教えられた政治のヒケツを本佐録に書いて子孫に残しました。そのなかに「百姓は財の余らぬよう不足なきよう治むることみちなり」と書かれ、また「百姓は生かさず殺さず治むべし」と書かれてあるのを見てわかるように農民に対しては生きるぎりぎりのところで生活させるような施策をとり、年貢は五公五民ないし七公三民というひどい重税をとりあげました。そして農地の売買や一ヘクター以下に分割することを禁止したり、農村への商人の出入を許可制

にしたり、五人組制度をつくったりして年貢が完納されるようなシステムを作りしました。

五人組というのは近隣の農家五戸で組をつくり、農繁期にはお互いが労力を出しあって共同作業をするならわし(今日でもユイまたはイイとよばれその名残りが残っています)ですが、この制度にはおそろしいワナがあるのです。

それは五戸の中で一戸でも災害や重病人がでて経済的に困り年貢が納められなくなった家がなければ他の四戸がこの家の分まで納めなければなりません。

このように農民には表面上ではささやかな優越感を与えるため、お前たち農民は我々武士につく身分だぞとおだてながら、実際の生活ではこのようにきびしい施策をとりました。

このやり方は、町人に対しても徹底されましたがそれだけでなく徳川幕藩体制を確立するため社会の仕組み、経済の体制、さらには道徳の基礎になるものまでも、すべて身分制度が根本になっていました。

親子は一世、夫婦は二世、主従三世という絶対服従と犠牲の精神が最も尊いものとされ、上下貴賤の身分関係が絶対的なものとされ、個人の尊重とか自由平等とかいう考え方はすべて無視せられ、物事

を合理的、自主的に考える力を奪い、ただしきたりを守り、掟やお触れにしたがって、しんぼう強く生きる人間に飼われ「人間上見て暮すなみて暮せ、上には上があり下には下がある」といった、あきらめと忍従の生活が民衆におしつけられました。

明治百年以上たった今日でも徳川幕藩体制のなかで飼われ馴らされたきこまれた身分制度の残りかすは、男性や長男優位の考え方や家長制度として最近まで社会のなかに生きておりません。

このように徹底した施策をとりましたが、それでも庶民大衆、なかでも農民たちは、追いつめられると生命をかけて支配者である武士階級に反抗しました。

風水害や病虫害で農作物が痛めつけられ、その上、支配者の重税で生活破たんし追いつめられると農民は団結して強訴や百姓一撥をおこしました(徳川三百年間、全国で起った百姓一撥で記録に残っているもの六千八百八十九件、年平均二十六回)。そこで幕府は民衆を個々バラバラに分裂し対立させ「人は生まれながら貴賤の別あり」と思いこませ、あきらめと忍従の生活に馴化させる役目として、つくり出されたのが、士、農、工、商の下へつけられたのが賤民の身分なのです。